

3

良好な景観形成のための 行為の制限に関する事項

[景観法第8条第2項第3号]

届出対象行為

全村域について、以下に該当する場合は届け出を行うものとします。

【建築物・工作物】

○届出対象行為

新築(新設)、増築、改築、移転のほか、外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更

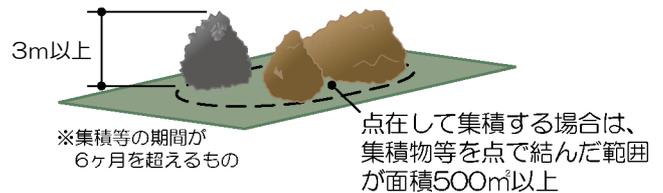
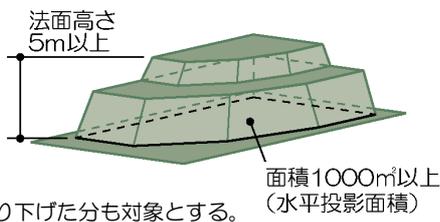
○届出の規模

建築物	工作物
①高さ13m以上または、延床面積500㎡以上	高さが13m以上の工作物

【その他の届出対象行為】(景観形成重点地区のみ)

○届出対象行為と規模

行為	土地の形質の変更	屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の集積又は貯蔵
規模	区域面積1,000㎡以上、または、法面高5m以上	集積期間が6ヶ月を超えるもので、500㎡以上、または、高さ3m以上



※：ただし、下表に該当するものは届出の対象外とします。

【届出対象行為から除外する行為】

- ・仮設の建築物の建築等
- ・災害、事故、火災等により施設又は工作物が損壊した場合における緊急的な機能回復又は維持に必要な工作物の新設、増築、改築又は移転
- ・農林業を営むための土地の形質の変更
- ・その他村長が認める行為

◇届出の必要ないが、「景観形成基準」に配慮すべき行為

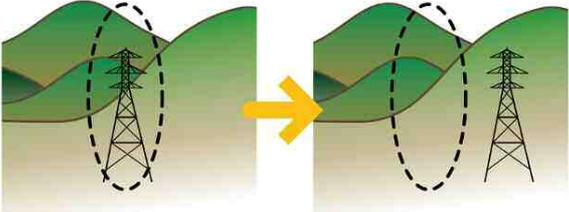
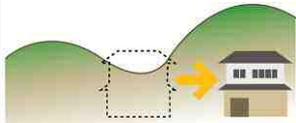
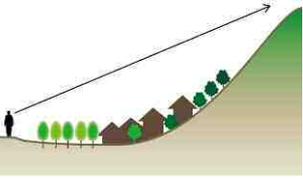
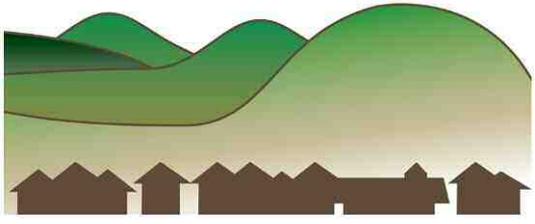
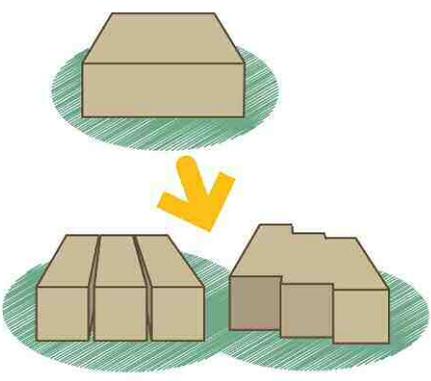
「届出対象行為」に含まれないすべての景観形成に係わる行為についても、届出の必要はありませんが、建築行為等を行う際は「景観形成基準」に適合するよう配慮するものとします。



届出対象行為に係る景観形成基準

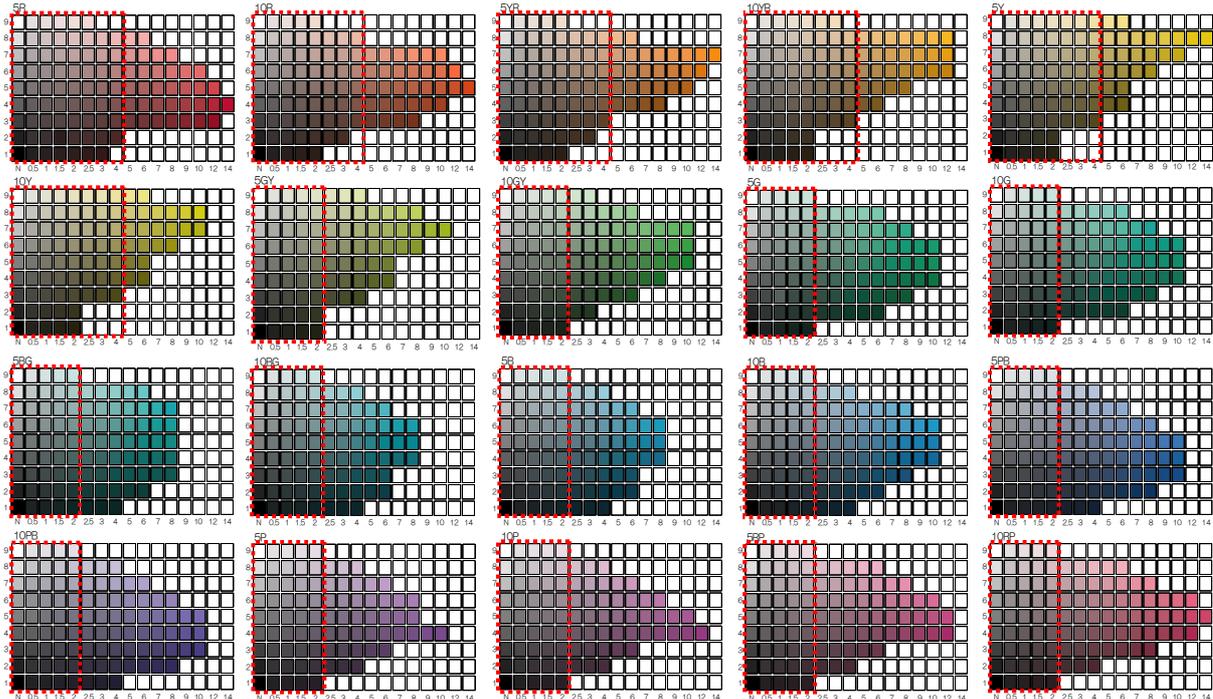
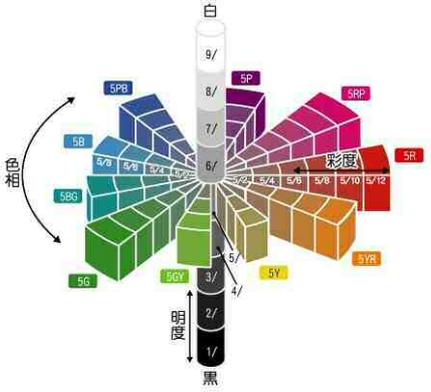
高さ、形態、意匠、壁面、屋外設備、色彩、外構、緑化といった景観項目について、景観構造別に基準を設けます。

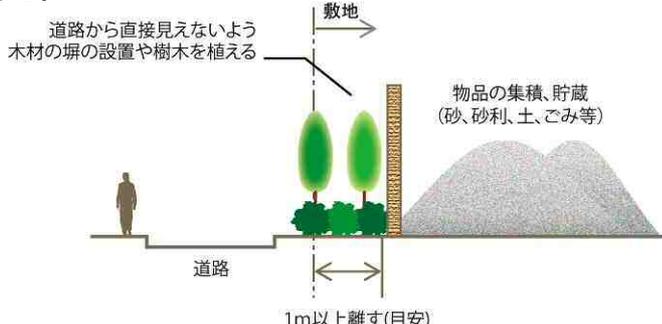
■全域の景観形成基準

項目	①集落・山なみ景観ゾーン	②幹線・河川景観ゾーン	③十根川集落景観拠点	④市街地景観拠点
建築物・工作物	<p>●道路等の公共用地に接する境界線からできる限り離れた位置に配置し、オープンスペースの確保に努めることにより、公共空間と一体となったゆとりある配置となるように配慮する。</p>			
	<p>●山なみの稜線などへの良好な眺望に配慮した配置となるように努める。</p> <p>●集落が形成されている地域では、周辺の自然景観との調和やまちなみの連続性に配慮した配置とする。</p>  <p>▲稜線を阻害しないように配置を工夫した例</p>	<p>●周辺のまちなみや自然景観との調和に配慮した配置とする。</p>  <p>▲主要な眺望点からの眺望を確保できるように位置を工夫した例</p>	<p>●周辺のまちなみとの調和や連続性に配慮した配置とする</p>  <p>▲稜線を阻害しない建築物の配置の例</p>	
高さ	<p>●山並みの稜線などへの良好な眺望を阻害しない高さとなるように努める。</p> <p>●周辺の自然景観と調和した、まとまりのある高さとなるように配慮する。</p>  <p>▲まとまりのある建築物の高さの例</p>			
形態・意匠	<p>●周辺のまちなみや自然景観との調和に配慮した、まとまりと落ち着きのある形態・意匠とする。</p> <p>●大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地・色彩による分節化等により、圧迫感を感じさせないように配慮する。</p> <p>●山並みの稜線などへの良好な眺望を阻害しない形態となるように努める。</p> 		<p>●十根川集落においては道路からのみえがかりに配慮し、建築物の形態や意匠の統一などにより、連続感のあるまちなみ景観の形成に努める。</p> 	<p>●市街地においては主要な視点場からのみえがかりに配慮し、建築物の形態や意匠の統一などにより、連続感のあるまちなみ景観の形成に努める。</p> 

項目	①集落・山なみ景観ゾーン	②幹線・河川景観ゾーン	③十根川集落景観拠点	④市街地景観拠点
建築物・工作物 色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺のまちなみや自然景観と調和した落ち着いた色彩・素材とする。 ●特に外壁の色彩については、マンセル値によりR～Yは彩度4以下、GY～RPは彩度2以下とする。 ●ただし、板張り仕上、木目調トタン仕上とする場合は、彩度6以下とする。 ●十根川集落や歴史的資源等の周辺地区においては、彩度4以下かつ低明度の色彩を推奨する。 ※：本計画の色彩基準は、日本工業規格（JIS）のZ8721に定める色相、明度、彩度の三属性による色彩の表示方法（マンセル表色系）を採用する。 ●上記に加えて、屋根面はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と調和したものとする。 ※：ただし、次に該当するものは、この限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> ① アクセント色として着色される部分（各壁面の鉛直投影面積又は屋根面の水平投影面積の5分の1まで） ② 表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩 ③ 航空法その他の法令に基づき設置するもの ④ 村長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの <ul style="list-style-type: none"> * 質の高いデザイン（色彩を含む）でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの * 植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの など ●稚葉らしさを感じさせる地場産の素材を積極的に取り入れるように努める。 ●耐久性・耐候性に優れた素材を積極的に取り入れるように努める。 			
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div data-bbox="331 913 676 1160"> <p>▲周辺の自然景観と調和した色彩・素材の建築物の例</p> </div> <div data-bbox="708 913 1053 1160"> <p>▲板張り仕上の例</p> </div> <div data-bbox="1085 913 1430 1160"> <p>▲地場産の素材を利用した案内板の例</p> </div> </div> <p>■自然地での建物と周辺の色彩対比イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div data-bbox="331 1339 836 1659"> <p>▲好ましくない例</p> </div> <div data-bbox="922 1339 1430 1659"> <p>▲好ましい例</p> </div> </div>			



項目	①集落・山なみ景観ゾーン	②幹線・河川景観ゾーン	③十根川集落景観拠点	④市街地景観拠点					
建築物・工作物	色彩について								
	<p>色は、捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確に表すことはできない。このため、椎葉村景観計画では、日本工業規格（JIS）標準色表として採用されているマンセル表色系を使用している。</p> <p>【椎葉村景観計画における色彩基準】 本計画では、建築物、工作物の外壁に使用できる色（基調色）の基準を「マンセル値で色相R～Yは彩度4以下、GY～RPは彩度2以下（ただし板張仕上、木目調タン仕上は彩度6以下）」としている。</p> <p>下図の点線の枠内は、使用できる色を参考として示している。なお、ここに表現されている色は印刷によるものであり、正確なマンセル値とは異なるため、実際の色は色票で確認すること。</p>								
色彩・素材									
	<p>■マンセル表色系とは 日本工業規格（JIS）に定める色の表示方法である。ひとつの色を「色相（いろあい）」「明度（あかるさ）」「彩度（あざやかさ）」という3つの属性の組みあわせによって表現している。</p> <p>【色の三属性】</p> <table border="1" data-bbox="247 1478 997 1769"> <thead> <tr> <th data-bbox="247 1478 550 1534">① 色相</th> <th data-bbox="550 1478 774 1534">② 明度</th> <th data-bbox="774 1478 997 1534">③ 彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="247 1534 550 1769"> 基本は赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)と、中間の5色、黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)、赤紫(RP)の合計10色で表し、その度合いを表す数字を組み合わせて用いる。 </td> <td data-bbox="550 1534 774 1769"> 色の「明るさ」の度合いを表し、明るい色ほど数値が大きくなる。 </td> <td data-bbox="774 1534 997 1769"> 色の「鮮やかさ」の度合いを表し、鮮やかな色ほど数値が大きくなる。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>【マンセル値の読み方】 ① 5 R 4 /14 (5アール4 の14と読む) ② 色相 明度 彩度</p> <div data-bbox="1013 1579 1444 1971">  <p style="text-align: center;">▲マンセル表色系のイメージ</p> </div>				① 色相	② 明度	③ 彩度	基本は赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)と、中間の5色、黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)、赤紫(RP)の合計10色で表し、その度合いを表す数字を組み合わせて用いる。	色の「明るさ」の度合いを表し、明るい色ほど数値が大きくなる。
① 色相	② 明度	③ 彩度							
基本は赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)と、中間の5色、黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)、赤紫(RP)の合計10色で表し、その度合いを表す数字を組み合わせて用いる。	色の「明るさ」の度合いを表し、明るい色ほど数値が大きくなる。	色の「鮮やかさ」の度合いを表し、鮮やかな色ほど数値が大きくなる。							

項目	①集落・山なみ景観ゾーン	②幹線・河川景観ゾーン	③十根川集落景観拠点	④市街地景観拠点
屋外設備類	<ul style="list-style-type: none"> ●屋外の配管・ダクト、室外機や高架水槽等の建築設備は、できる限り道路など公共の場から見えない位置に配置する。やむを得ず見える位置に配置する場合は、覆いを設けたり色彩の工夫により、周辺景観との調和に配慮する。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="367 358 614 638">  <p>▲プロパンガスポンベの覆いの例</p> </div> <div data-bbox="742 358 1109 638">  <p>▲室外機の覆いの例</p> </div> <div data-bbox="1197 324 1492 716"> <ul style="list-style-type: none"> ●日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインの工夫により、建築物本体との調和に配慮する。  </div> </div>			
外構 建築物・工作物	<ul style="list-style-type: none"> ●道路など公共の場に接する場所に塀や柵等を設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、透過性のもの、自然素材のもの等を用いることにより周辺景観との調和に配慮する。 ●駐車場、駐輪場、ごみ集積所、および付属施設等は、公共の場からできる限り見えないように設置する。やむを得ず設置する場合は、主屋と同様の形態・意匠、素材による遮へいや周囲の緑化等により周辺景観との調和に配慮する。 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div data-bbox="327 896 989 1220" style="flex: 1;">  <p>道路から直接見えないよう 木材の塀の設置や樹木を植える</p> <p>敷地</p> <p>物品の集積、貯蔵 (砂、砂利、土、ごみ等)</p> <p>道路</p> <p>1m以上離す(目安)</p> </div> <div data-bbox="1069 896 1476 1198" style="flex: 1;">  </div> </div>			
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ●既存の樹木の保全や風土に合った樹種の採用により、地域固有の景観の保全・育成に努める。 ●道路に接する場所など、公共の場から見える場所についてはできる限り緑化に努める。 ●庭先に植栽スペースを確保したり、窓辺を草花で彩るなどにより、美しいまちなみ景観の形成に努める。 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div data-bbox="303 1444 885 1814" style="flex: 1;">  </div> <div data-bbox="1141 1243 1492 1512" style="flex: 1;">  </div> <div data-bbox="957 1512 1388 1769" style="flex: 1;">  <p>▲緑化により目立たないように配慮した例</p> </div> </div>			
照明	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の生活環境、自然環境への影響に配慮した照明とする。 ●回転灯やサーチライト等の光の量が多く、動きのあるものはできる限り使用しない。 			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の外壁や屋根などの定期的なメンテナンスを行うことにより、美観の維持に努める。 			



4 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針 〔景観法第8条第2項第4号〕

地域に点在する、歴史的建造物や大樹などの村の歴史を物語る景観資源、地域のシンボルとして親しまれている景観資源は、椎葉らしい個性的で魅力的な景観づくりの核として重要な役割を果たすものです。

これらの建造物や樹木のうち特に重要なものについて、景観重要建造物、または景観重要樹木に指定し、積極的に保全・活用を図っていきます。

【景観重要建造物の指定基準】

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる建造物で、下記のいずれかに該当すると認められるもの

- ① 建築等として美観が優れていること
- ② 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ③ 歴史的、または文化的に価値が高いと認められること
- ④ 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていききたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われていること
- ⑤ 老朽化、改造が著しくなく、原形をよく留めていること、または、修復が可能なこと

※：ただし、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により登録文化財に指定されている建造物・樹木、県の指定文化財として指定されている建造物、又は仮指定された建造物・樹木については、適用しません。

【景観重要樹木の指定基準】

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる樹木で、下記のいずれかに該当すると認められるもの

- ① 樹形や樹高など美観が優れていること
- ② 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ③ 歴史的、または文化的に価値が高いと認められること
- ④ 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていききたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われていること

※：ただし、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により登録文化財に指定されている樹木、県の指定文化財として指定されている樹木、又は仮指定された樹木については、適用しません。

5 景観重要公共施設の整備に関する事項

〔景観法第8条第2項第5号ロ〕

地域の良好な景観形成において、特にランドマークとなるような公共施設、及び将来そのように整備する公共施設については、管理者との協議の上、景観形成の方針に沿った整備や利用が図れるように景観重要公共施設として位置づけ、積極的に景観に配慮した整備を推進していきます。

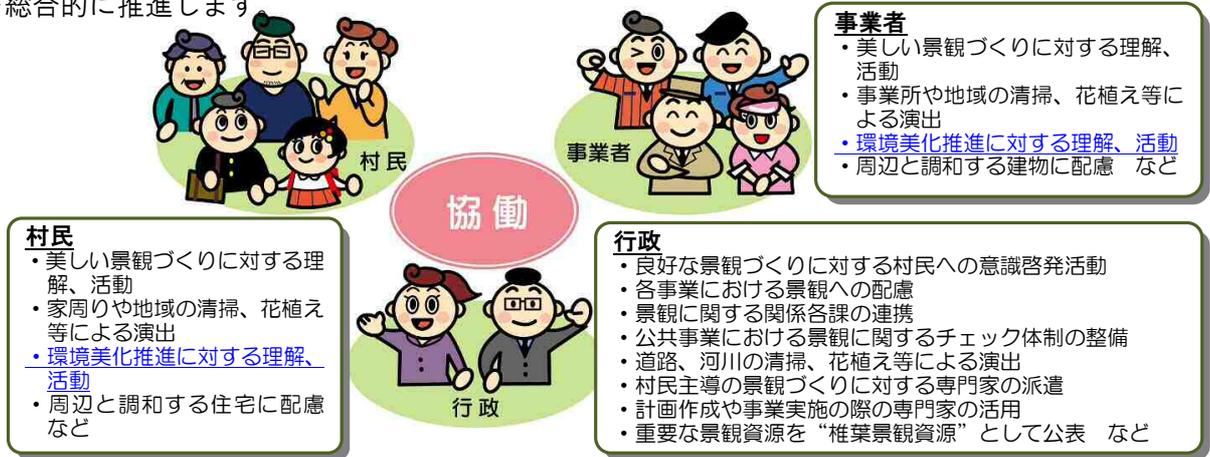
【指定基準】

- ① 村の景観の骨格をなしている。
- ② 村民にとって景観形成上、重要と考えられている。
- ③ 地域の景観の核として親しまれている、若しくは親しまれることが十分予想される。

6 景観づくりを推進するために

推進体制

村民活動組織や事業者の団体、国や県、専門家などによる相互の連携のしくみを整え、景観形成を総合的に推進します



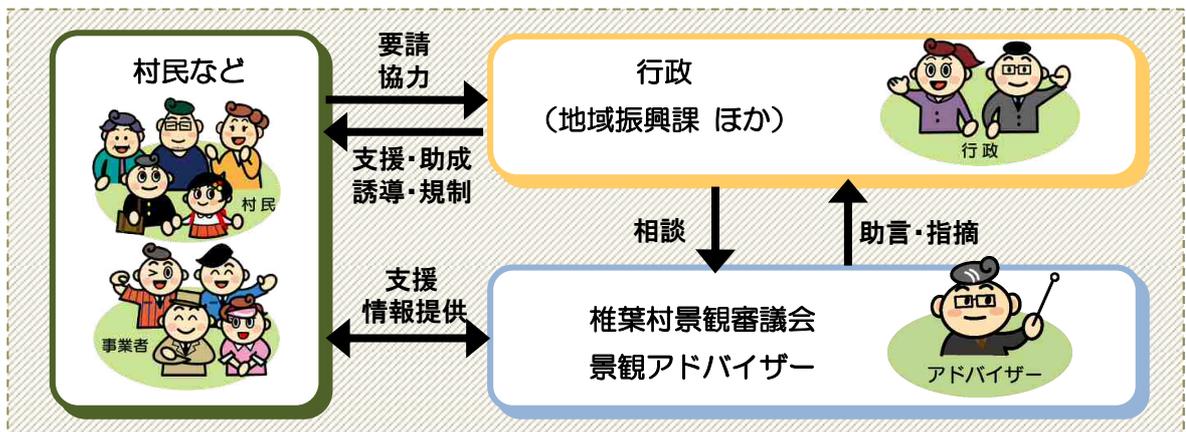
▲住民・行政の協働の景観づくりと役割分担イメージ

効果的な景観形成推進にあたって

現在実施している景観形成事業や景観計画策定審議会の中で出た意見をもとに、これからの景観づくりについての方針を以下のように定めます。

(1) 実効性の高い運用システム

- 景観アドバイザー制度等の実効性の高い運用システム構築の検討



(2) まちづくり等との連携

- 林業・村おこし等の産業と連携した景観づくりの推進
- 「花いっぱい基金（仮称）」等の村内外活力の活用策の検討
- 眺望ポイントの積極的な育成、および椎葉景観のPR戦略の推進
- 「九州風景街道」の活動との連携

(3) 住民の意識啓発

- 景観関連計画の検討プロセスにおける、住民主導の検討の仕組みの構築

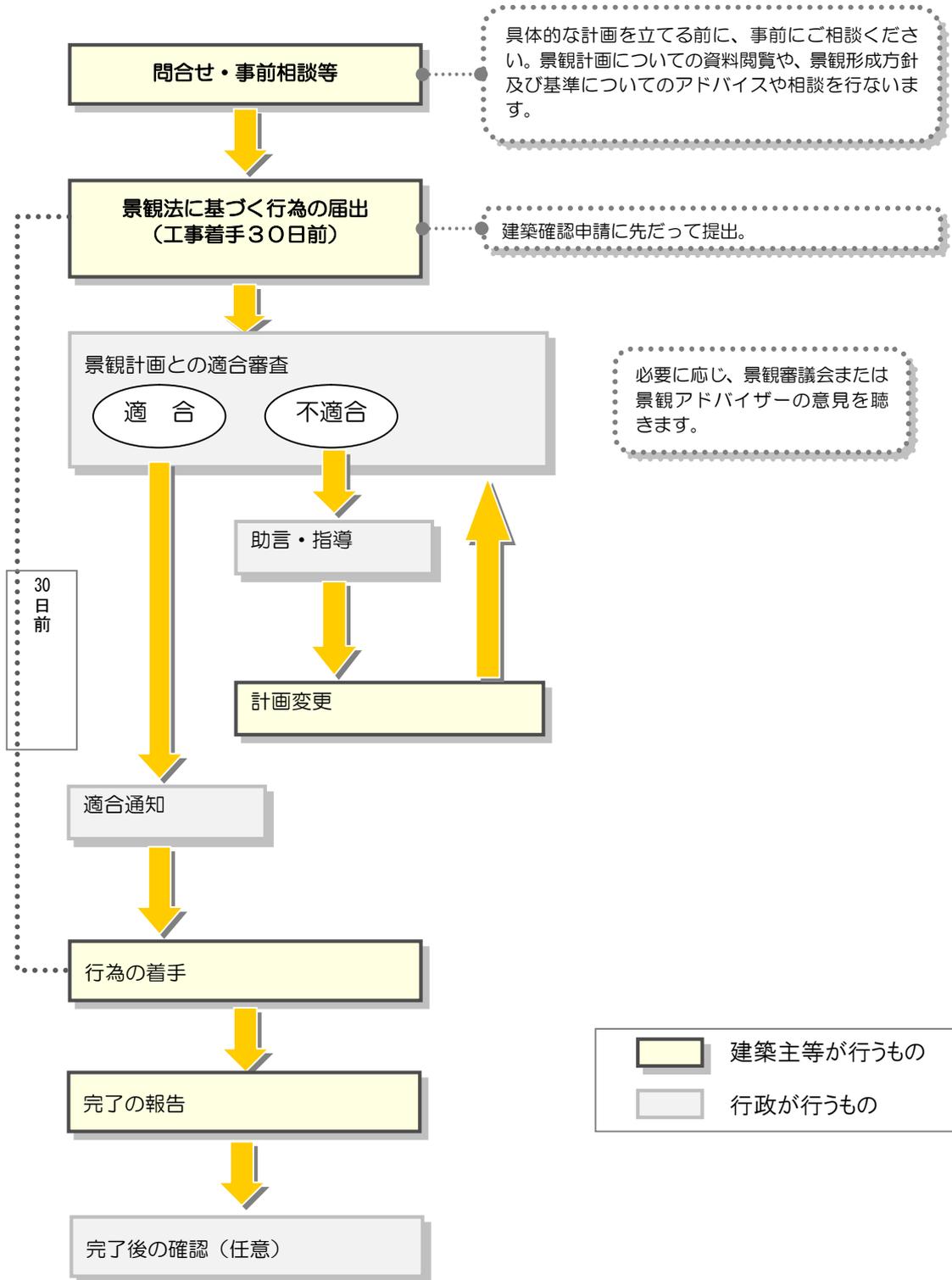


7 届出と手続きの流れ

地域振興課が窓口となり、届出を受理します。



手続きの流れ



椎葉村

地域振興課

〒883-1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良 1747-20
TEL 0982-67-3203 FAX 0982-67-2825